



# 規制支援に直結する原子力規制委員会 からの受託事業の進め方について ～中立性・透明性の確保～

**令和7年12月**

原子力安全・防災研究所  
戦略推進部作成

# 1. はじめに (1/3)

- 原子力安全・防災研究所（以下「当研究所」といいます。）では、原子力施設を対象とした安全研究を通じて、安全規制行政への技術的支援を行うとともに、原子力事業者等とは独立した視点から技術的判断ができる専門家の育成や研究基盤の維持を図っています。
- 中長期目標においては、このような業務を実施するためには、実効性、中立性及び透明性を確保することが必要とされています。
- 一方、原子力機構は安全規制を受ける原子力事業者であり、利益相反の視点からは、安全研究を始めとする規制支援活動の実施及び専門家の育成は、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められます。
- しかし、当研究所は原子力機構の一組織であり、経営に係る権限は原子力機構が有していることから、いわゆる独立した組織ではありません。

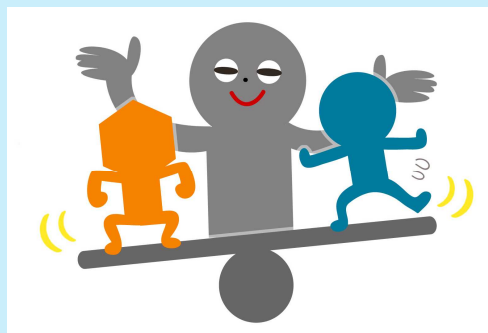
# 1. はじめに (2/3)

- また、当研究所が、原子力安全規制行政及び原子力防災に対する技術的な支援業務を実施する際、特殊な装置の運転を必要とする場合や当研究所内の専門家が少ない場合等、当研究所内の研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できないこともあります。
- このような場合には、実効的かつ効率的な観点から、当研究所以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得て、これらの業務を実施することが必要です。
- 本資料は、原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進に関する業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するために、原子力規制委員会からの受託事業の進め方（ルール）を説明したものです。

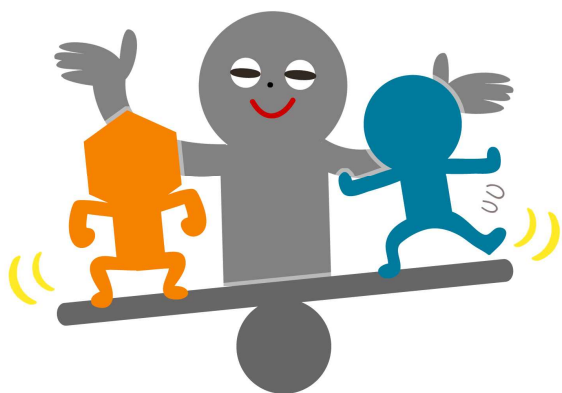


# 1. はじめに (3/3)

- ここで、中立性の確保のためには、利益相反が適切に管理されていることが重要であるため、その利益相反を、次のように考えることにします。
  - ✓ 連携する組織との間に利害関係が想定され、中立性を確保した研究活動に対して適正な判断が損なわれるか、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態となること。
- なお、原子力機構における共同研究契約に関して、令和6年度から費用分担の原則が変更になり、相応で適切な額の金銭であれば、提供・収受が必要とされるようになりました。当研究所で実施する共同研究もこれに従います。



# 「中立性の確保」って？



- 規制行政を支援する目的で安全研究を実施し、その結果を取りまとめる際に、事業者等の意向や状況等から独立して評価を行い、技術的に中立の立場をとることです。

例えば、

- 「安全研究センターでは、国の規制行政を支援するって言うけど、電気事業者とも連携してるんだよね。原子力事業者等（推進側）の手先になっているんじゃないのかな？」

といった懸念を持たれてしまったりは、中立性を保っていないと疑われてしまいます。そのような懸念を持たれないようにすることが重要です。

- そこで、我々が実施する研究について、中立性をどのように確保しているかを、「ルール」として整理し、それを遵守していることを示すことにしました。

# 【参考】原子力規制委員会における考え方

## (原子力規制委員会の活動原則から抜粋)

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

### (1) 独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

### (2) 実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

### (3) 透明で開かれた組織

意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。  
また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。

### (4) 及び (5) は省略

## 2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

- 規制支援に直結する原子力規制委員会からの、受託事業の入札等の際に求められる利益相反に係わる要求事項を満たすことを前提とした上で、当該受託事業を実施するに当たっての考え方について記します。
- なお、本資料にまとめた基本的考え方に基づく業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受けるとともに、審議会で受けた意見を尊重して後年度の業務に反映することとしています。

### 【規制支援審議会とは】

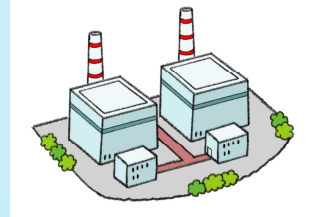
- 原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を確保しているかについて、その方策の妥当性や実施状況を基に審議します。
- 原子力規制庁からの推薦者を含めて、コンプライアンス、安全研究、核不拡散・核セキュリティ、原子力防災の分野に精通する外部専門家で構成されています。



# < 定義 >

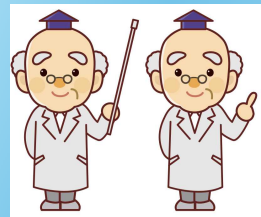
## 原子力事業者等

原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）を「原子力事業者等」といいます。



## 再委託

受託者が直接実施することができないものや適当でないものについて、他の事業者を外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を、大学や研究機関等の他者に委任して行わせるものを再委託といえます。



## 原子炉設備メーカー

原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（東芝エネルギーシステムズ、日立GEベルノバニュークリアエナジー及び三菱重工業）をいいます。



## 2.(1) 原子力機構以外の原子力事業者等との関係

- 原子力事業者等から独立した運営体制を確保するため、原則として、以下のとおりとします。なお、ここで定義する原子力事業者等とは、一般的に定義される者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者を指します。
  - ① 原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない。
  - ② 原子力事業者等との共同研究の実施に当たって、金銭の提供・収受は可能であるが、相応の分担のために必要かつ適切な場合に限る。
  - ③ 原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。
  - ④ 原子力事業者等からの出向者を受託事業に従事させない。
  - ⑤ 当該受託事業に求められる期間において、再委託先の従事者が当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させない。

## 2.(2) 原子力機構内における協力と規制 対象施設の利用

- 原則として、当研究所に本務又は兼務する職員等（職員の下で受託事業に従事する派遣労働者を含む。）を受託事業に従事させることにします。
- 原子力機構内であっても、以下の者は従事できません。
  - ① 当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わる職員等
  - ② 当該受託事業が対象としている被規制施設の管理に携わる職員等
    - ✓ 言い換えれば、当該受託事業と利益相反が生じる業務に携わっておらず、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない当研究所の兼務者及びその配下にある派遣労働者は携わることが可能ということです。
- 受託事業に関して規制対象施設を利用する場合には、受託業務の従事者が業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理組織が原子力機構の規定に基づき運転等を行います。

## 2.(3) 例外的措置

- 2.(1)及び2.(2)の内容に対する例外的措置として、原子力事業者等を受託事業に関与させなければ、当該業務を遂行できない場合や著しい支障を来す場合等、やむを得ない理由が認められる場合には、規制支援審議会に諮り、その理由の適切性に関して受けた意見を尊重した上で、原子力事業者等に関与させることとなります。
- 既に規制支援審議会でも適切と評価された同様の理由により原子力事業者等に関与させる場合は、この限りではありません  
(改めて規制支援審議会でも意見を求めることは不要です)。
- なお、原子力事業者等からの受託事業についても、安全研究として実施価値が高く、原子力規制委員会からの受託事業と関連性がないと考えられる場合には、個別に規制支援審議会に諮るものとします。

### 3. 透明性の確保について

- 受託事業成果報告書の公開や論文の投稿等に加え、データの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにしておくことによって、透明性を確保します。

### 4. その他

- 受託事業を遂行するに当たって、当研究所の人的資源、効率的・効果的な業務遂行の観点から、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施すべき明確な理由が認められる場合に限り、次項の考え方に基づき原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施することができます。
- 中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例は、P.15を参照してください。

# 5. 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究について (1/2)

- 原子力施設の安全研究において、原子力事業者等と共同での研究が必要な理由として、次のような点が挙げられます。
  - ◆燃料・構造物など実機の機器・材料を使った研究が不可欠
  - ◆実機の設計、製造、運転、トラブルなどに関する詳細な情報が不可欠
- こうした研究を効果的・効率的に実施するためには、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの技術等を活かす共同研究が重要です。
- ただし、これが社会に受け入れられるためには、研究の結果得られた成果を、当研究所が原子力事業者等又は原子炉設備メーカーに妨げられることなく（機密情報を除き）公開し、自由に独立して評価できる実施方法を確立する必要があります。



## 5. 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究について (2/2)

- このためには、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと対等な立場で研究を実施し（①中立性の確保）、その実施方法・成果を公開して社会が判断できるようにすること（②透明性の確保）が必要です。

- ① 中立性を確保する方法
  - ✓ 組織的独立性の確保
  - ✓ 契約の対等性の確保（共同研究）
  - ✓ 成果の共有と評価の自由の確保
- ② 透明性を確保する方法
  - ✓ 契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開



- 上記の方法による共同研究の実施に当たっては、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの研究者を受け入れることも認められます。
- 共同研究契約は、原子力機構の規程に沿って締結することになります。

# 事例紹介（審議会で認められたもの）

## ▶原子力事業者等との共同研究

- ✓燃料製造メーカーとの共同研究を実施しています。これは、事業遂行に不可欠な実機燃料を用いた試験研究を実施するものです。相手方とは対等な立場で実施しており、得られた試験結果の評価や研究成果の公開はこれまで妨げられることなく実施しています。

## ▶原子力事業者等から業務を受託している機関への再委託

- ✓再委託先従事者には、原子力事業者等からの業務に携わっている者はいらるものの、本再委託と利益相反が生じる内容ではない場合です（携わっている業務は、「事業所サイト内の放射線管理や周辺環境放射線モニタリング」）。

## ▶再委託先との契約の際の要件について

- ✓当該再委託が、原子力規制委員会からの委託によるものであることを明記した上で契約し、再委託業務に関連する内容で、原子力事業者等からの受託業務等に従事している者は、履行体制に含めないことにしています。

# 原子力事業者等との関係は？



- はじめに述べたように、中立性を確保することは重要です。そのための「ルール」を述べてきました。
- でも、その「ルール」を遵守するあまり、実際の施設を有する原子力事業者等と話もできないのでは、孤立しているのと同じですよ。
- 規制支援を効率的・効果的に行うためには、原子力事業者等との意見交換や共同研究については、ある条件を付した上で実施できるようにする必要があります。
- そこで、原子力事業者等と共同研究を実施するための条件（方法）を、「ルール」に明記することにしました。

<現行ルールにおける記載：P.14と同じ>

①中立性を確保する方法：

組織的独立性の確保

契約の対等性の確保（共同研究）

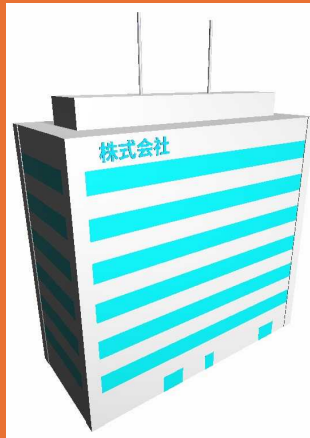
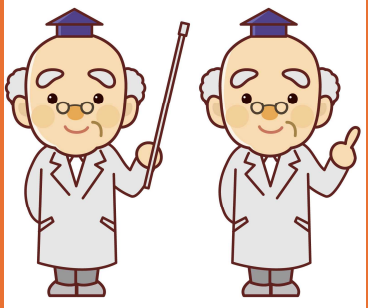
成果の共有と評価の自由の確保

②透明性を確保する方法：

契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開

- これらの条件を満足することで、原子力事業者等及び設備メーカーとの共同研究を実施できます。

# その他の 機関との 関係は？



- 安全研究を実施する上では、関連する大学や、原子力事業者等以外の民間企業とも連携する必要があります。
- 具体的には、規制支援を効率的・効果的に行うためには、専門性の高い大学の教員や、ソフトウェア開発等の業務を専門とする民間企業への委託等も必要になる場合があります。
- そこで、これらの原子力事業者等以外の機関も対象に、共同研究だけでなく、資金の授受、研究者の交流、設備の提供等に対する考え方を、「ルール」に明記しています。
- それらの考え方については、以降のおさらいにも示しています。

ここからは、  
この資料のおさらいです。

# 1. 受託研究/研究資金の受入れ

---

	資金提供元		
	原子力規制庁	原子力事業者等	それ以外の組織
受託研究/研究資金	○	× 【ルール2. (1)①】	○

## 2. 設備の製作・提供

---

	設備提供先		
	原子力規制庁	原子力事業者等	その他の組織
許認可対象となる設備の製作と提供	— (該当なし)	× 【ルール2.(1)③】	—

### 3. 業務に直接携わる職員等 (派遣含む。)

- ※1：当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わっている場合は× 【ルール2. (2) ①】  
受託事業が対象としている被規制施設の管理に携わっている場合は× 【ルール2. (2) ②】
- ※2：当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者は× 【ルール2. (1) ④】

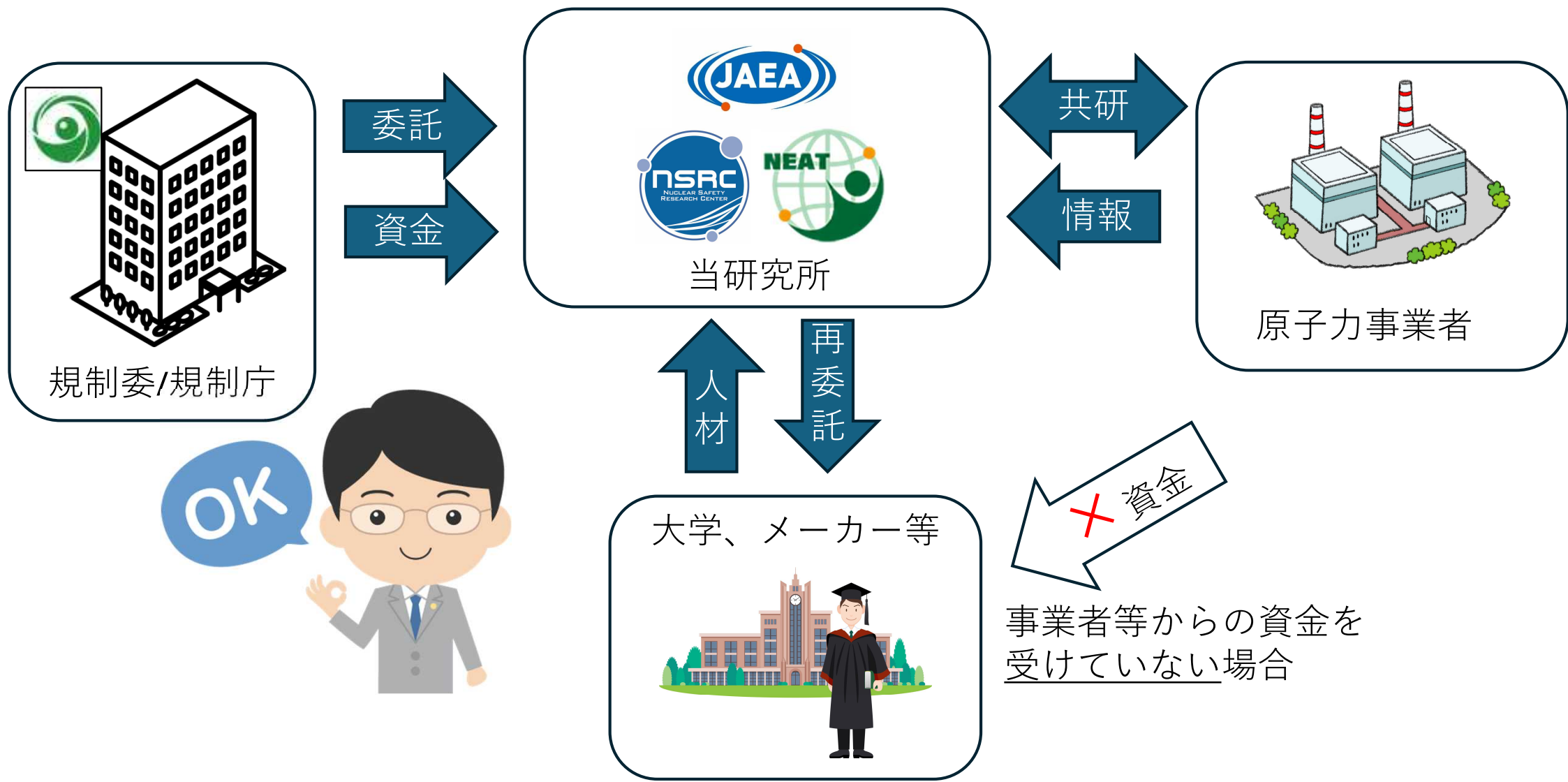
所属	従事する事業	
	原子力規制庁 受託事業	その他の事業 (運営費交付金、補助金)
原子力機構内 (安防研、他部署)	○、一部 × ※1	○
原子力事業者等、 原子炉設備メーカー からの出向者	○、一部 × ※2	○
それ以外の組織か らの出向者	○	○

## 4. 業務に間接的に携わる再委託先の従業員

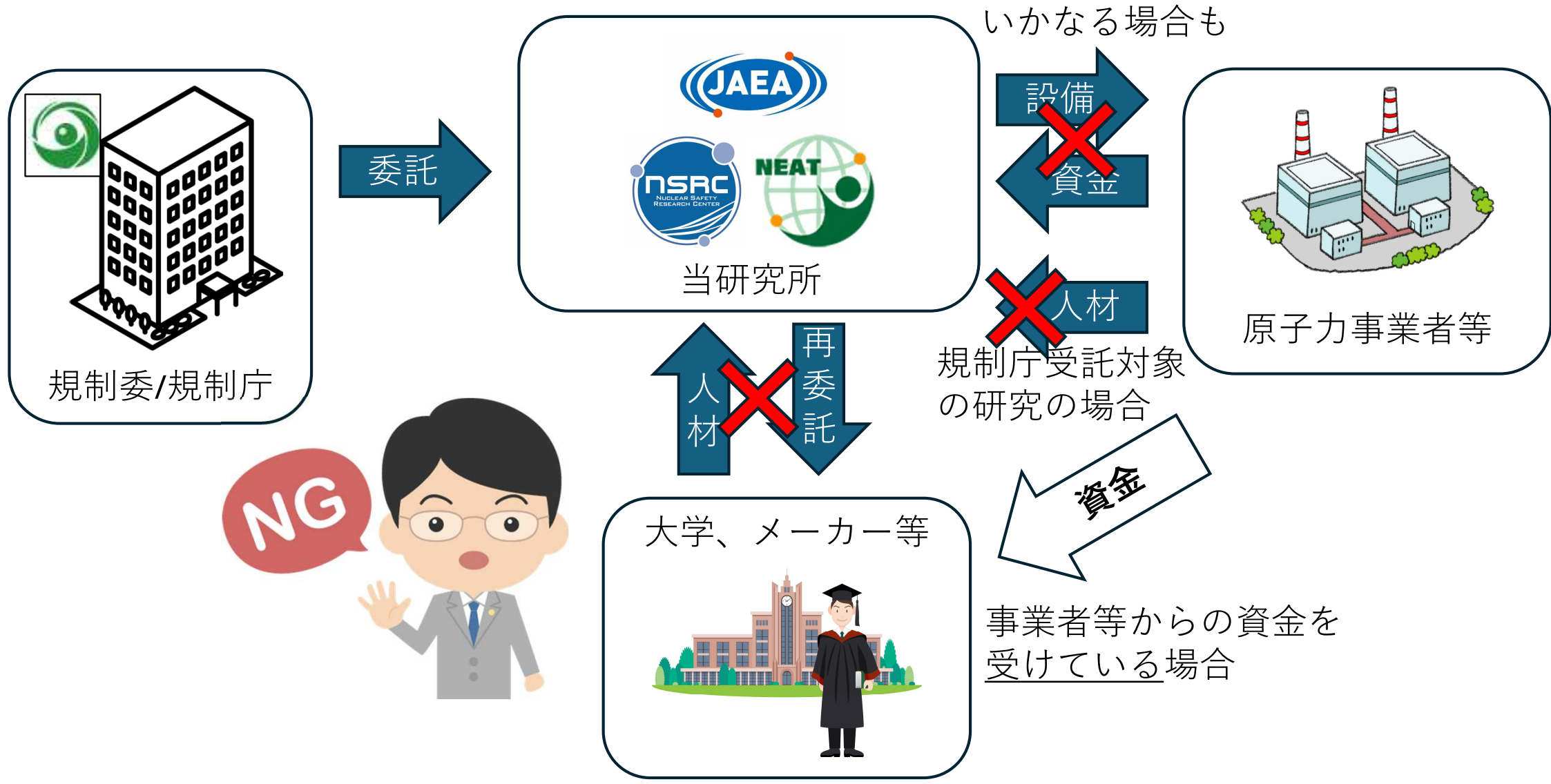
※3：当該受託事業に求められる期間において、当該事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する従業員は× 【ルール2. (1) ⑤】

	従業員	
	原子力事業者等	その他の組織
原子力規制庁からの受託事業の再委託	×	○、一部 × ※3

# これまでの内容を図示すると . . . 以下の場合は**OK**です！



# これまでの内容を図示すると・・・ 以下の場合はダメです！



「中立性・透明性の確保」に関する教育はこれで終了です。

ご質問のある方は、次頁以降の**Q & A集**をご参照願います。

また、アンケートにて教育実施の完了を確認しますので全員必ずお答えください。

<https://forms.office.com/r/Bu7b9npm6M>

本資料のご不明点等、ご意見のある方はアンケートにご記入ください。資料の改善に役立てます。

# Q & A - 1

- **「規制支援に直結する」の意味が分からない。「規制支援に直結する受託事業」とはどういうものか。**
  - ✓ これまでに実績がある規制庁からの受託事業は、基本的に「規制支援に直結」すると考えられます。海外調査や文献調査といった内容の受託事業の場合があれば、「規制支援に直結しない」と考えられます。
- **当研究所の業務全般に対する中立性に関する取組も示すことを期待。**
  - ✓ 原子力事業者等からの受託業務や、共同研究の実施に関しては後述しますが、それ以外の対外的あるいは原子力機構内の被規制部署との関係については、当研究所の実施する安全研究の効率的・効果的な遂行や、社会的な価値の創出という目標を念頭に、原子力事業者等との関係で利益相反を生じないことが大原則となります。別途、このための基本方針を検討中です。
- **規制庁からの補助金事業の遂行については、受託事業と同様に、本ルールに従うことになるのか。**
  - ✓ 規制庁の補助事業を遂行するに当たっては、原子力機構の業務として実施することになるため、前述した、当研究所における研究業務の取り組みに対する考え方と同様になります。

# Q & A - 2

## ➤ 大手ゼネコンや関連会社は含まれるのか。

✓ 直接規制を受ける施設を有しないことから、原子力事業者等の定義には含まれないとしています。

## ➤ 再委託を行う場合については、どのようなことに留意すべきか。

✓ 再委託先の従事者が、当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させないことが必要となります。

## ➤ 再委託先の人に従事できないのは、原子力事業者等から業務を受託している期間に限るのか。

✓ 原子力事業者等から同じ期間に業務を受託している場合には、機構からの再委託業務に従事できません。

# Q & A - 3

- **請負契約の競争入札において、原子力事業者等から受託している業者と契約できるか。（公告時に何か制限を付与する必要はあるか。）**
  - ✓ 請負契約の発注においては、原子力事業者等との契約は可能です。ただし、仕様書において、本件が原子力規制庁からの受託事業契約に基づくものであることを明記し、必要に応じて請負作業内容の監査が可能となるようにすることなどを記載する必要があります。
- **「利益相反が生じる技術課題」とはどういうものか。**
  - ✓ 事業者側と規制側とで、同じ技術課題が挙げられており、事業者等からの資金提供を受けている場合、規制側の同じ課題に関する研究を行うことは、利益相反に当たります。例えば、原子力施設の特定技術にかかわる研究課題を対象とする場合が該当します。

# Q & A - 4

- **当研究所の本務者は、兼務している先でも原子力事業者等からの受託業務に従事しないという意味を含むのか。**
  - ✓ 兼務先での受託業務が、本務での受託業務と同じ研究対象の技術課題である場合には、兼務先の受託業務には従事できません。
- **当研究所外の職員の従事について、兼務をかけなくとも、宣誓書等により認めることはできないか。**
  - ✓ 現状では、兼務発令を基本とします。宣誓書等の取り扱いについては、今後検討します。
- **原子力事業者等からの出向者を従事させないというルールは、安全研究推進の足かせとなるのではないか。**
  - ✓ 受託事業を行う上で、中立性・透明性確保の観点から、外部から疑義の生じないように対応することが重要ですので、現時点では認めないこととします。

# Q & A - 5

## ➤ 原子力機構内の規制対象施設の管理には、どの程度関与できるのか。

- ✓ その施設の規制に係る申請等に従事する場合は、その担当課に兼務する必要があります。また、その兼務先での申請業務に必要な研究成果を得るような受託事業には、本務部署でも関われません。

## ➤ 受託事業に関する規制対象施設はどのように取扱えばよいか。

- ✓ 各センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で実施するという条件で、当該施設の管理部署が原子力機構の規定に基づき運転等を行うことができます。

# Q & A - 6

- **個別に規制支援審議会に諮る場合、どのような段階で諮るのか。**
  - ✓ 相手方と契約をする以前であることが必要であり、そのような事項を検討している段階が望ましいです。
- **規制支援審議会においては、本ルールに関連して、どのような事項の審議が行われるのか。**
  - ✓ 受託事業の実施体制や状況について、本ルールに沿った自己評価を示した上で、その内容が適正であるかどうかについて確認が行われます。
  - ✓ また、必要に応じて、ルールの改定に関する事項も審議が行われます。

# Q & A - 7

➤ **透明性に関して、データ管理計画に沿っていれば良いか。**

✓ データ等のトレーサビリティについては、そのように考えられます。それに加えて、データ等の評価を原子力事業者等とは独立して行うことも重要です。

➤ **運営費交付金による共同研究について、原子力事業者等と契約することは可能か。**

✓ 可能です。原子力機構の共同研究契約の手続きに沿って進めてください。

# Q & A - 8

- **原子力規制委員会/原子力規制庁以外の受託（内閣府等）でもこのルールが適用されるのか。国外でも同様なルールが適用されているのか。**
  - ✓ 他省庁等からの受託に関しては、規制支援に直結しない場合は、このルールを遵守する必要はありませんが、その受託事業にかかわる利益相反には留意する必要があります。国外においては、例えば米国のDOEとNRCは、協力に関する覚書を交わしており、共同で研究結果の評価を行わないことなどを定めています。
- **資源エネルギー庁の委員会への参加は認められるのか。**
  - ✓ 専門家として検討会等に参加し、コメントすることは問題ないと考えられます。外部兼職の手続き時に研究計画調整室へ確認ください。
- **資源エネルギー庁事業への協力において、「専門家として参加し、コメントする」とあるが、もう少し具体的に説明が欲しい。**
  - ✓ 一般的に、資源エネルギー庁から外部機関への委託事業において、その事業内容に係る有識者検討会が設置されます。その検討会の場に有識者委員として参加し、コメントすることを意味しています。

# Q & A - 9

➤ **学協会の規格策定活動への参加は中立性の観点で問題ないか。**

- ✓ 原子力学会等の規格策定活動（標準委員会等）への参加は、学協会の活動そのものが、公正、公平、公開といった原則に基づいていることになっているため、問題はありません。

➤ **国外の機関との関係については、どのような制約があるのか。**

- ✓ 基本的に、国外の機関との協力、共同研究については、国内の原子力施設に関する資金の受け取り以外に関しては、中立性の観点で問題となることはないと考えています。輸出管理等の面での配慮は必要です。

以上